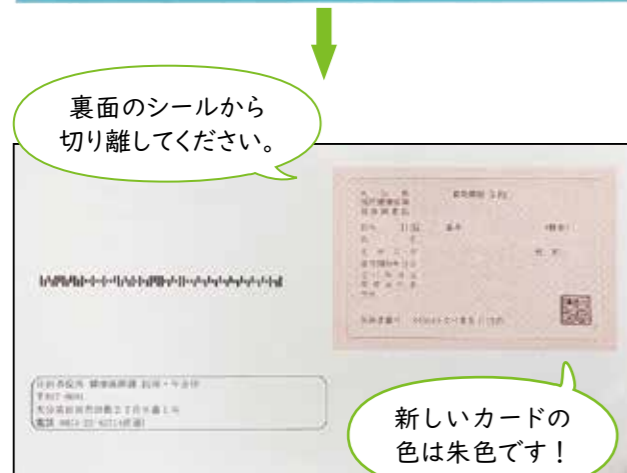
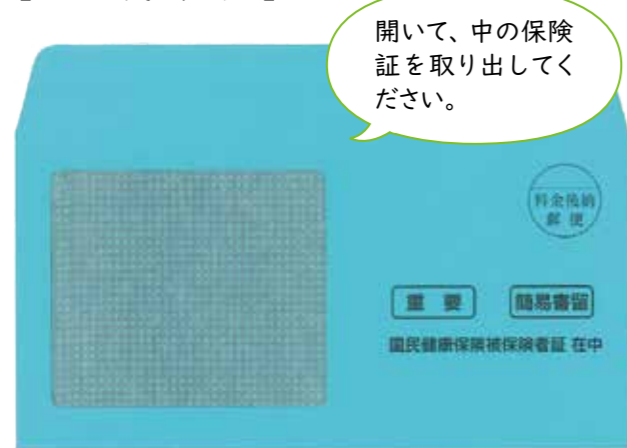


国民健康保険証・後期高齢者医療保険証が新しくなります

8月1日(火)から、現在使っている国民健康保険証・後期高齢者医療保険証が新しくなります。8月以降は、新しく交付された保険証を医療機関に提示してください。

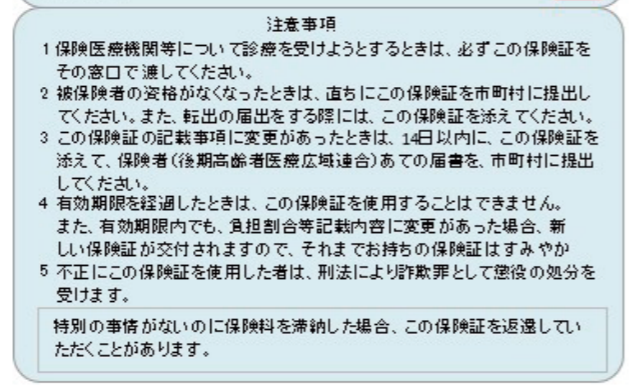
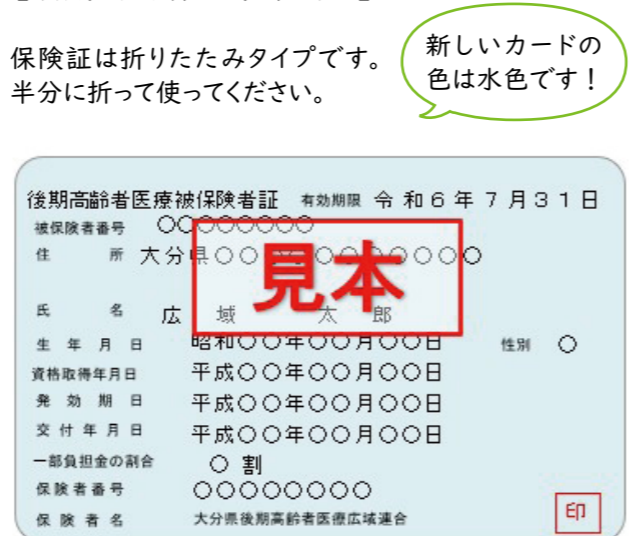
現在使っている国民健康保険証・後期高齢者医療保険証は、7月31日(月)で有効期限が切れます(70歳又は75歳を迎える人は、保険証の有効期限が7月31日(月)ではありません)。新しい保険証は、7月中に簡易書留郵便で郵送します(国民健康保険は世帯主宛て、後期高齢者医療保険は本人宛て)。

【国民健康保険証】



新しいカードの色は朱色です！

【後期高齢者医療保険証】

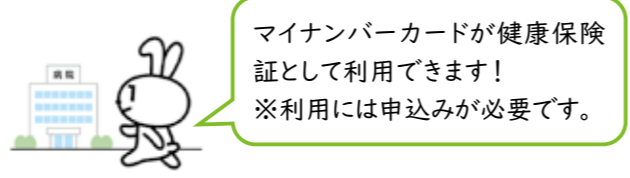


新しい保険証が届いたら、**氏名・住所・生年月日を確認してください！**

記載内容が異なっている場合は、健康保険課国保・年金係にご連絡ください。有効期限が切れた保険証は回収しませんので、自分で小さく切って破棄してください。医療機関に預けている人は返してもらいましょう。7月31日(月)を過ぎても保険証が届かない場合は、健康保険課国保・年金係にお問い合わせください。

医療費の負担を軽減するために

- ①ジェネリック医薬品を上手に活用しましょう
- ②特定健診を受けましょう
- ③健康づくりに努めましょう



健康保険課国保・年金係(保険証等に関すること) ☎②8271(市役所1階)
 税務課市民税係(国民健康保険税に関すること) ☎②8396(市役所1階)

令和5年度の国民健康保険税が決定しました

今年度は、令和4年度保険税率(額)を据え置くこととしました。また、国の制度改正に伴う限度額の引き上げを下記のとおり行います。なお、子育て世帯の負担軽減のため、昨年度に引き続き、日田市独自の子供の保険税の減額を実施します。

▶国民健康保険税の計算方法

国民健康保険に加入している世帯の所得額や人数などによって、それぞれの率や額で計算された税額の合計額です。

令和5年度 国民健康保険税の税率(額) ※【】の額は前年度比の額です。(年額)

	算出方法	医療分 医療費や健康づくり事業等の費用をまかなうためのもの	後期高齢者支援分 後期高齢者の医療に係る費用を支援するもの	介護分 介護保険に係る費用を負担するもの(40~64歳の加入者のみ)
所得割額	(令和4年中の総所得金額等－基礎控除43万円)×右記税率(所得のある人個々に計算)	8.34%	3.15%	2.26%
均等割額	被保険者1人当たり	24,800円	9,100円	9,600円
平等割額	1世帯当たり	18,500円	6,800円	5,100円
限度額	1世帯当たりの最高額	65万円【変更なし】	22万円【+2万円】	17万円【変更なし】

▶低所得者の軽減制度

低所得者の国民健康保険税の負担を減らすため、世帯主及びその世帯の国民健康保険加入者の所得の合計額が一定金額以下の場合、その世帯の「均等割額」と「平等割額」が軽減されます。

軽減の割合	所得基準額
7割軽減	43万円+(給与所得者等の数-1)×10万円以下
5割軽減	43万円+(給与所得者等の数-1)×10万円+(29万円×被保険者数)以下
2割軽減	43万円+(給与所得者等の数-1)×10万円+(53.5万円×被保険者数)以下

▶子供の国民健康保険税を減額します

国民健康保険加入者のうち、中学生までの保険税均等割額を1人につき2分の1減額します。国民健康保険税の均等割額は、加入者1人ひとりに定額がかかるもので、収入のない子供も含め、国民健康保険の加入者数×定額が課税されています。

- ・子供に係る1人当たりの均等割額33,900円(年間)を2分の1減額
- ・所得等によって軽減の対象となっている世帯は、軽減後の額を2分の1減額

国民健康保険税の本算定の納税通知書を発送します

納税通知書及び納付書は、7月中旬に国民健康保険の加入者がいる世帯主宛てに発送します。

■本算定とは 今回確定した税率と令和4年中の所得額や国民健康保険に加入している人数などによって、年間の税額を決定するものです。

■国民健康保険税の納め方

- ①納付書や口座振替で納める人(普通徴収)
年間の税額から仮算定の税額を差し引いて、7月から令和6年3月までの9か月で分割した額が月額となります。
- ②年金から天引きで納める人(特別徴収)
年6回の年金支払いの際に国民健康保険税があらかじめ差し引かれます。

※年金から天引きされている人も口座振替に変更することができます。詳細は、税務課市民税係にお問い合わせください。

■国民健康保険税の減免 国民健康保険税の減免は、納税義務者(世帯主)からの申請で減免の可否が決定され、次に該当する人が申請の対象となります。

- ・災害などによって、生活が著しく困難になった人
 - ・令和5年4月以降に、生活保護法による生活扶助を受けている人又はこの状況に準じると認められる人
- ※倒産や解雇等によって、離職した人を対象にした軽減制度もあります。申請が必要ですので、詳細は健康保険課国保・年金係にお問い合わせください。

便利な口座振替をご利用ください！